

安芸高田市安政公告第5号

道の駅「(仮称)あきたかた」レストラン出店者選定について、公募型プロポーザル方式により受託候補者の特定を行うため参加者を募集する。

平成29年11月7日

安芸高田市長 浜田 一義

1 公募概要

- (1) 件名 道の駅「(仮称)あきたかた」レストランの出店者選定
- (2) 内容 道の駅の利用者の利便性の向上及び安芸高田市の基幹産業である「農業」と「食」を核にした取り組みを促進するため、道の駅内に整備するレストランの運営が可能な事業者を公募により選定する。
※詳細は、道の駅「(仮称)あきたかた」レストラン出店者募集要項を参照ください。
- (3) 貸付物件 安芸高田市吉田町山手1945-1他 道の駅「(仮称)あきたかた」内のレストラン(面積約370㎡) ※基本設計の段階で変更となる場合があります。
- (4) 履行期間 契約日から平成35年3月31日まで(以後5年更新を予定)

2 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件全てに該当する事業者とします。

- (1) 広島県内に本店、支店、営業所等を有する法人又は安芸高田市内に住所を有する個人であって、公募開始時点で、食堂・レストラン等飲食に関する営業を行っていること。
- (2) 食品衛生法に基づく飲食店営業許可などの必要な許可を有しており、かつ、道の駅内のレストランにおいて必要な営業許可が受けられる見込みがあること。
- (3) 公告日(平成29年11月7日)現在において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者(更生手続開始の決定を受けた者を除く。)であること。
- (4) 公告日(平成29年11月7日)現在において、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(再生手続開始の決定を受けた者を除く。)であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- (7) 租税を完納していること。

3 選定方法

運営事業者の選定に当たっては、提出された事業提案書類を基に、評価委員会においてプレゼンテーション・ヒアリングを行い、総合的に評価し、最も高い総合評価を得た応募者を運営事業者として選定します。プレゼンテーション・ヒアリングを実施する会場、日時、留意事項等については、事業提案書提出要請者に対し別途通知します。

4 参加手続及びスケジュール

項目	スケジュール
公募開始（市ホームページ掲載）	平成29年11月7日（火）
質問書の受付（質疑受付）	平成29年11月7日（火）から 平成29年11月17日（金）まで
質問回答書の公表（質疑回答）	平成29年11月21日（火）
参加表明書等の受付期限	平成29年11月24日（金）まで
第一次審査委員会（書類審査）	平成29年11月27日（月）予定
事業提案書提出要請の通知	平成29年11月28日（火）予定
事業提案書類の提出	平成29年11月29日（水）から 平成29年12月12日（火）まで
事業提案書の審査（プレゼンテーション・ヒアリングの実施）	平成29年12月中旬から12月下旬
審査結果発表	平成29年12月下旬
選考結果通知	平成29年12月下旬
設計協議	平成29年12月下旬
道の駅工事竣工	平成31年12月（予定）
道の駅供用開始、店舗オープン	平成32年4月（予定）

5 参加表明書等の提出場所及び問い合わせ先

〒731-0592 安芸高田市吉田町吉田791
安芸高田市企画振興部政策企画課
電話0826-42-5612 ファクシミリ0826-42-4376
電子メール seisakukikaku@city.akitakata.jp